

面積	30.55平方町
人口総数	54,741人
男	28,048人
女	26,693人
世帯数	12,045世帯

全世界に配布
この広報紙は町内自治会を通じ市内の全世帯にもれなく配布されております。皆さんのお宅に届かないときは部落の区長または市広報係までお申し出ください。

(写真・最後の総仕上げに拍車をかける文化センター)



文化センター3月24日に落成予定

開館は4月5日・早くも利用申込みが殺到

参考 (別表1・2について)
1 会議室等で会費徴収又は商業宣伝の要に供する場合は、別表2の使用料の9割を加算する。
2 会議室等で、土曜日(午前を除く)日曜・祝日に使用する場合は、前記に定めるもののほか、別表2の使用料の2割を加算する。
3 市民以外の者が使用する場合は、別表に定めるもののほか、使用料の2割を加算する。
4 市が使用する場合は、公益上市が主催若しくは共催する場合は、使用料の5割を減じた額とする。
5 超過料については、超過時間の30分未満は切捨て、30分以上は1時間として増徴徴収する。
6 準備等のため使用する使用時間は、1時間単位としてその2分の1の額を徴収する。ただし、30分未満はこれを切捨て、30分以上は1時間とする。
7 特別な設備に要する費用は、使用者の負担とする。
8 使用時間は、次のとおりとする。
午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで
午後6時から午後10時まで
午後9時から午後10時まで
附属施設料については省略

富士文化センターのあらまし

所在地 富士市平塚 279
敷地面積 6,938㎡ (1,920坪)
建築面積 2,621㎡ (792坪)
構造 鉄筋コンクリート鉄骨造 地下1階 地上3階

各階施設の定員等使用料を徴収する施設

名称	坪数	定員
ホール	190.8	固定席1,008席 補助席55 計1,063
第1会議室	42.9	椅子のみ110名 会議机の場合84名
第2会議室	14.7	" 42名 " 30名
第3会議室	19.6	" 42名 " 30名
第5会議室	19.5	" " 35名
第6会議室	6.9	" " 12名
舞台のみ	141.5	
和室1	4.4	12名
和室2	6.8	15名
和室3	6.7	15名
楽屋1	2.4	2名
楽屋2	8.3	15名
楽屋3	11.7	17名
楽屋浴室	9.6	
応接室	6.9	7名
ホワイエ	190.8	
結婚式場	19.9	24名
控室・写場	16.8	控室各室6名 写場は9.1坪

使用料を徴収しない施設

名称	名称	名称
冷暖房機械室	直室	ベシ
変電室	食堂	神官控室
倉庫	ちゆう房	投光室
技師控室	湯	湯
便所	空気調和換気機械室	映写室
事務室	クロー	音調整室
	チケットブース	放送室
	中庭	整理機

ホール使用料 (別表1)

使用区分	使用時間	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
入場料又は会費徴収ない場合	平日	7,200	8,600	12,400	27,600
	土曜、祝日	7,200	9,500	13,900	29,900
会費徴収又は商業宣伝の要に供する場合	平日	7,800	9,500	13,900	30,500
	土曜、祝日	8,100	11,000	16,700	34,700
収益又は営利を目的とする場合	平日	8,100	12,400	19,100	39,100
	土曜、祝日	8,900	12,400	19,100	39,100
場	平日	16,700	23,900	38,500	68,200
	土曜、祝日	16,700	27,900	45,500	77,800
	日曜、祝日	19,900	27,900	45,500	80,100

会議室等使用料 (別表2)

使用区分	使用時間	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
第1会議室		1,600	1,800	2,800	5,500
第2会議室		600	800	1,400	2,500
第3会議室		600	800	1,400	2,500
第5会議室		700	900	1,500	2,800
第6会議室		400	600	1,000	1,800
舞台のみ		600	700	1,000	1,800
和室	1	900	500	700	1,200
	2	400	600	800	1,500
	3	400	600	800	1,500
楽屋	1	900	400	500	1,000
	2	600	800	900	2,000
	3	700	900	1,100	2,500
浴室	1回につき		300円		
応接室	1時間当り		200円		
ホワイエ (展示のみ)	1日につき		3,000円		
結婚式場	1回につき		3,000円 (挙式料を含む)		
控室2室・写場	1回につき		500円		

待ちに待った富士市の文化センター(市民会館)は昭和39年12月28日起工式をあげて以来、突貫工事を進めてまいりましたが、いよいよ3月24日落成することになりました。文化センター事務局では、市民のみならずご利用していただくため、すでに1月20日から受付をはじめましたが、お陰様で申込みは殺到し嬉しい悲鳴をあげています。
この文化センターの店開きは4月5日から行ないますが休館日は毎月第二および第四火曜日になりました。
申込方法は、回らん等でお知らせしましたが、使用日に属する3ヶ月前から申込みができますが忘れずに印鑑をご持参ください。なお、電話等による申込みは、一切受付ませんのでよろしくお願ひします。文化センターのホールおよび会議室等の使用料は別表のとおりです。

昭和41年度中小企業設備近代化資金募集について

1. 申込受付期間
昭和41年1月5日……昭和41年5月31日
2. 申込者の資格
 - ① 中小企業者(製造業では資本金5,000万円または従業員300人以下)で一般の金融ベースに乗り難いもの
 - ② 国から指定された業種に属する企業で指定された設備を購入するもの(40年度の指定業種設備に準ずる)
 - ③ 返済を確実にこなす見込みのあるもの
 - ④ 申請設備の購入契約金の支払、又は設置を41年3月以前に行つた場合は貸付対象から除外されます
 - ⑤ 貸付前に実施される近代化促進診断を受け
3. 貸付の条件
 - ① 無利子 原則として無担保で連帯保証人3名を必要とする
 - ② 貸付期間5年(返済は1年据置、4年均等年賦償還)なお償還準備金、積立制度も利用できます
 - ③ 貸付額は設備価格の2分の1以内で10万円~300万円まで
4. 申込場所
所定の申請書、診断書に記入のうえ商工会議所又は、経営合理化協会の会員である業種組合、詳しいことは商工会議所にお問合せ下さい。